二十	
分野	金融サービス
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条）
概要	サービスの貿易 日本国は、第八・一条（定義）(r)(iv)に規定するサービスの提供の態様による金融サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十一	
分野	音響・映像サービス
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 日本国は、音響・映像のポストプロダクション・サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十二	
分野	雇用された自然人による家事サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七九二　家事サービス業
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 日本国は、雇用された自然人による家事サービス（看護に関連しないものに限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十三	
分野	テレマーケティング・サービス
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 日本国は、テレマーケティング・サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十四	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）
現地における拠点（第八・十一条）	
特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）	
経営幹部及び取締役会（第十・七条）	
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、航空に関係する二国間又は多数国間の協定に基づく措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

（この附属書中他の締約国の表は省略）

附属書Ⅳ　自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

日本国

1　日本国は、この表の各区分に定める条件に従って一時的な入国及び一時的な滞在を求める他の締約国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

2　この表の規定の適用上、自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

3　第九章（自然人の一時的な移動）及びこの表の規定の適用上、「他の締約国の自然人」は、他の締約国の法令の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域において居住しているかどうかを問わない。）に限る。

4　第九章（自然人の一時的な移動）、第十九章（紛争解決）（第九・九条（紛争解決）に定める範囲に限る。）及び第二十章（最終規定）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、日本国の出入国管理に関する措置に関して日本国に対して義務を課するものと解してはならない。

5　第九章（自然人の一時的な移動）及びこの表の規定の適用上、この表の各区分に定める他の締約国の自然人は、数量制限を含む経済上の需要を考慮するとの要件の対象となることがある。

6　この表の規定の適用上、「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

区分の説明	条件及び制限（滞在期間を含む。）
A　短期の商用訪問者	
定義	一時的な入国及び九十日を限度とする期間の一時的な滞在
業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事し、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在する他の締約国の自然人	
B　企業内転勤者	
定義	一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在
1　日本国への一時的な入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国において雇用されていること。 (a)　私の国の機関によって又は当該機関における一時的な滞在であって、次のいずれかの活動に従事するものに限る。 (i)　当該機関の支店若しくは代表事務所において、若しくは当該機関の支店若しくは代表事務所に対して、役員として勤務すること。 (ii)　当該機関が所有し、若しくは当該機関を支配し、かつ、日本国において設立され、若しくは当該機関に関連して設立され、若しくは組織される他の公私の機関に転任するもの	